

室町幕府奉行人丹後松田氏の研究

——南北朝期を中心に——

はじめに

近年ますます室町時代、中でも幕府権力の研究は大きな進展を見せている。とりわけ幕府において守護職を持たない將軍の直臣団にも注目が集まり、室町・戦国期の幕府権力構造の解明が進んでいる。この内、奉公衆と奉行人については、早くから將軍権力の直接の基盤と位置付けられ重視された。そのため前者を武官、後者を文官と位置づける見解もある^①。前者の奉公衆については、在京・非在京の動向や大規模合戦を経ての成立過程の研究が進み、また奉公衆以外の守護職を持たない直臣団として外様衆の人員・役割の検討が進められ、幕府権力構造のあり方や成立過程の理解はより鮮明になった。一方、奉行人は主に六代將軍義教の親裁する所務沙汰における実務を担う官僚集団として注目を集めてきたが、近年その人員の成立時期については、鎌倉幕府的な評定・引付といった合議機関の停止と奉行人から將軍への伺事の成立という訴訟制度の変化と軌を一にした義満期とするのが主流となりつつある^②。また奉公衆、外様衆、守護家をも含む室町期における家格秩序が明らかにされたことも重要である。本稿で扱う奉行人は、家格でいえば在京直臣の中では低く、一般武士の上、奉公衆の下と位置付けられた。つまり家格は低いが、裁判実務に関与することで、幕政上の一定の権限と権力を持つ存在ということができる。

一八四

田中 誠

さて、これまでの奉行人をめぐる研究では、訴訟制度の変化と関連付けて、奉行人を世襲する家が固定し特定氏族に寡占される時期が問題となってきた。それに対し筆者はこれまで南北朝幕府奉行人の在職考証を進め、鎌倉期からの長期的なスパンを取り、観応の擾乱など事件の影響も踏まえて、個別奉行人氏族の研究を行ってきた。それぞれの氏族は幕府上層部との結合形態に差異があり、將軍だけでなく管領や大名との関係もみるべきことを指摘した^③。また室町幕府で大いに繁栄した飯尾氏は、阿波出身で守護の頼春流細川氏と本領を通じてつながった。とりわけ美濃守を官途とする一流は、細川頼之が四国在国時代から被官となり、頼之の管領就任とともに要職につき彼の幕政を支えた。他の一族は被官にはなっていないものの頼之期に発展し康暦の政変以降、大きく勢力を伸長させたことを指摘した^④。このように、幕府奉行人は、職務上將軍だけでなく管領とも密接な関係を築き、それが中央ではなく守護分国と当該奉行人の所領との地域的関係を介するものであったのである。幕府の人員が内乱を経て成立していく際、中央での職務や上層部との関係、それだけではなく所領とその地域との関係も含めた動向を見ていく必要がある。

以上の点を踏まえて、本稿では奉行人松田氏を取り上げたい。室町幕府奉行人のうち、数流の家を分出して大きく発展したのが飯尾、齋藤^⑤、そして松田氏である。森幸夫氏は松田氏を六波羅奉行人の主要十家に数え有力な一族とする^⑥。飯尾・齋藤と同じ六波羅出身だが、松田氏は鎌倉

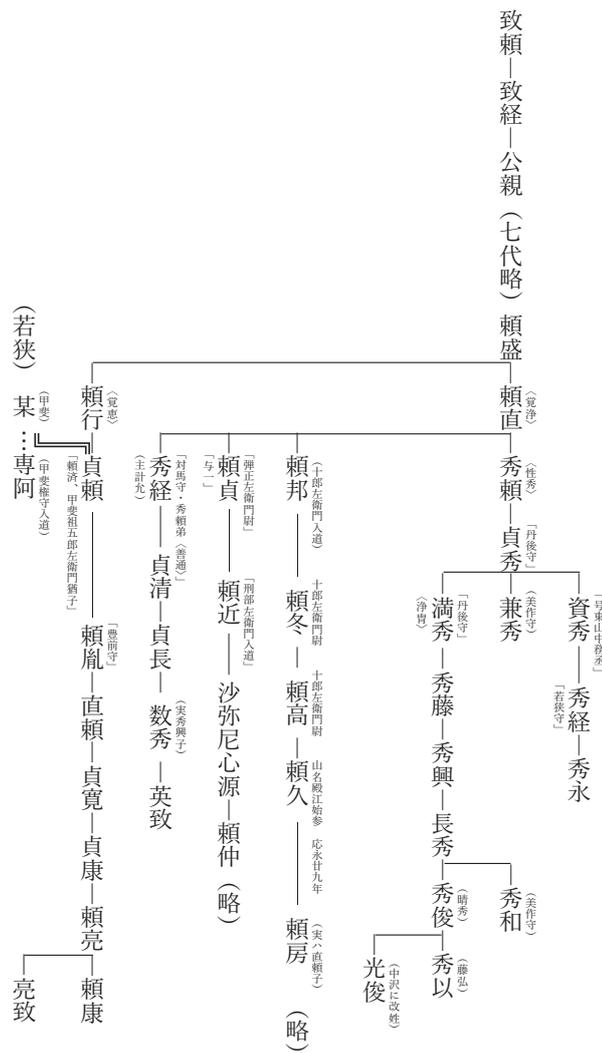
後期に初めて六波羅奉行人に登用され、さらに丹後の在地領主出身という点が他と異なる。榎原雅治氏は松田氏子孫に残された系図を紹介し、丹後国伊根荘（現京都府伊根町）付近を本領とした武士であり、室町幕府では丹後守・豊前守・対馬守流を出したことが、一族から丹後守護一色氏・但馬守護山名氏の被官を出したことを指摘した。設楽薫氏は、松田丹後守流が残した家記の性格、さらに南北朝から戦国期まで世系や役職を丹念に検討し、南北朝期の貞秀が義満期に活躍し同流の基礎を築いたこと、その地位を引き継ぎ評定衆や公人奉行などの要職を務め、戦国末期まで存続することを明らかにした。これらは幕府奉行人松田氏の基礎的研究といえよう。一方、松浦義則氏は莊園制論の立場から鎌倉から

南北朝期における若狭国遠敷郡鳥羽上保・宮河荘を根拠とする松田氏の豊前守流その他の動向を検討し、河村昭一氏は若狭・丹後守護一色氏の被官としての松田氏を取り上げ、使節級被官であったことを指摘しており、地域史的な視点からの氏族研究も進められた。

以上の研究で松田氏は丹後や若狭に基盤を持ち、室町期には丹後・豊前・対馬守の各流を出した有力な奉行人であったことが明らかにされた。しかし、丹後守流の動向の解明は進んでいないが、他流については未詳な部分が多い。また若狭の地域史的な研究では豊前守流に焦点があたっているが、中央の政局と松田氏の動向、在京・在国がどのように関連づけられるかという点がなお課題である。拙稿で指摘したように室町幕府奉行人の家が固定化するのは康成から応永年間にかけてのことであり（拙稿④）、鎌倉以来の有力な氏族家であっても没落しあるいは奉公衆に転じるなど安定していない。松田氏がいかなる背景や原理によって室町幕府奉行人として確立し、將軍を支える基盤

室町幕府奉行人丹後松田氏の研究

松田氏系図



※参考文献 全体・註8榎原論文「丹後松田系図」にみえる注記の多くは省略したが、同系図にみえる官途名および必要な注記は、「」で示した。丹後守流…註9設楽論文の考証により復元、若狭の甲斐守流は筆者が追加した。若狭掃部助流…註松田頼成縁者次第書。また（）で法名を補った。（）は筆者注、…は推定を意味する。

第一章 松田豊前守流

第一節 鎌倉期の松田豊前守流

松田氏の初見は建治元年（一二七五）「六条八幡宮造営注文」の丹後国にみえる「松田八郎左衛門入道跡 三貫」^④であり丹後の在国として把握されている。次に後宇多春日行幸に松田頼直が供奉していることがみえ（『勤仲記』弘安九年（一二八六）三月二十九日条）、実は奉行人として登場したのではない。奉行人の徴証が確認できるのは、正安元年（一二九九）頼直の弟松田頼行である。頼直も乾元元年（一三〇二）にはみえ、兄弟で六波羅に出仕しており、当初は在京人であったのではないか。在京人から奉行人に登用された氏族に俣野氏・播磨の神澤氏があり、そうした氏族であったと考えられる。

さて、鎌倉末期の松田氏の立場をみる上で従来検討されていないものがある。

【史料一】「明通寺文書」一四号正慶元年（一三三三）七月二三日松田頼濟

願文（『小浜市史』社寺文書）

〔ゆづる（願書）「（官カ）」〕

立願事

□寺「（願カ）」

右の所おハ、今度 先帝遷幸奉行「（願カ）」あるへきよし御注進にあ
つかり候ぬ。よき所□給て候ハ、分限にしたかひて田地さしわけ
てきしんすへく候。よくく御きせいあるへく候。仍願書之状如件。

正慶元年七月廿三日 頼濟（花押）

発給者の比定はなされていないが、これは頼行の子頼濟（貞頼、豊前守流）である。その根拠は、①本文書を所蔵する明通寺は、豊前守流の所領鳥

羽上保から遠敷川を隔てて程近いこと、②「先帝遷幸」は、『太平記』巻四「先帝遷幸の事」では正慶元年三月八日の後醍醐隠岐配流を「遷幸」という形式にしたとされており、これを指すと考えられ、六波羅奉行人の職掌とみても不自然ではないからである。

まず①について検討する。豊前守流が持つ遠敷郡内の所領については松浦論文で詳論されている。元亨元年（一三三二）頃、北条得宗家領遠敷郡鳥羽上保の下司職、鳥羽上保除田の田鳥浦は、頼濟の父松田頼行の後家が伝領していた。文安元年（一四四四）、明応二年（一四九三）にも豊前守流による鳥羽保知行の徴証がある。また河村氏は「（鳥羽）とはの中はうお松田ふせんのかみ殿御ちきやうの時よりつきわたり候」という記述から、頼濟の子頼胤が鳥羽中保を応安二年（一三六九）から五年にかけて起きた若狭国人一揆に守護方に属したため、所領を安堵されたと指摘する^⑧。さらに戦国期だが、同郡神宮寺には天文二三年（一五五四）、元龜二年（一五七二）に父母の菩提のため、遠敷郡府中の田地を寄進する豊前守頼隆の寄進状があり、この時当寺は豊前守流の菩提寺となっていた。こうした点からみて、頼濟が明通寺に願文を捧げていても不思議ではないのである。

ここで前掲②に話を戻す。本願文傍線部は、よい所領を給われれば、田地を指し分けて寄進すると解釈でき、衣川仁氏のいう寄進の後払い、増益の寄進にあたる^⑨。頼濟は在京しながらも、所領から近い寺に願文をささげており、地域社会とのつながりと後醍醐配流の奉行が重職であるという認識がうかがえる。こうした抜擢の背景に、父頼行の後家が得宗家領の下司職や田地を伝領しており、得宗家とのつながりを想定するのは穿ちすぎであろうか。

しかし後払いの約束は六波羅滅亡により不履行となり、彼の立場は一気に悪化した。同族の丹後守流も鎌倉方についた（後述）。建武政権の雑

訴決断所に松田氏が入っていないのは、従来指摘されている鎌倉方の軍事行動だけでなく、後醍醐流罪の奉行が直接的な原因であったと考えられる。

第二節 豊前守・甲斐権守・十郎・掃部助流の動向と幕府・若狭の情勢

松田氏ほどの系統も、建武政権では不振であったが、尊氏の挙兵にはいち早く従った系統がいる。榎原氏が紹介した「丹後松田系図」にみえない甲斐権守入道専阿は建武三年（一三三六）の追筆を持つ五月二〇日撰津国大将の仁木義有書状写にみえ、多田庄に対する兵糧米賦課停止を奉達されている。足利軍は湊川合戦直前であり、そのための措置であった。すでに後藤行重・安富貞嗣・斎藤利泰などの奉行人が足利氏に仕えており（拙稿①）、専阿もその一員であった。

室町幕府初期の松田氏は、豊前守流と甲斐権守、十郎・掃部助などがみえ、後代とは奉行人を出す系統が異なる。甲斐権守流、十郎・掃部助流については、松浦論文にて東寺領太良荘に隣接する宮河保を所領とする国人領主だったことが明らかにされているが、後に榎原論文が発表されたため「丹後松田系図」との対照がなされていない。松浦論文により彼らの活動を検討し、さらに「丹後松田系図」と対照したい（本稿略系図には、検討結果を反映させた）。

甲斐権守入道専阿には、在国する舎弟「彦六」が存在し、暦応四年（一三四一）太良荘内で相論の立会人を務めていた。専阿はさらに「せんねん松田のかいの入道つねあをれう所（先年）に申あつかりて知行」（甲斐）〔805〕（恒枝）とあり、太良荘に隣接する恒枝保を観応三年以前に幕府の料所として預かっていた。こうした料所は幕府の財源となったもので、松浦論文では専阿が代官となったのは舎弟の存在による若狭での基盤、奉行人という

立場によると指摘されている。これは兄弟で在京と在国とを分担する族分業といえるもので、在地とのパイプになったと考えられる。

十郎・掃部助系統をみてみると、掃部助—光阿—十郎頼成の系統が宮河保を本拠とし、隣接する志積浦にも勢力を伸ばしていた。観応擾乱前後にみえる幕府奉行人掃部助（允）師行もこの系統であろう（後述）。なお、正和四年（一三二五）に十郎左衛門（頼邦カ）が（榎原論文）、暦応四年（一三四一）十郎左衛門入道〔190〕が奉行人となっているが、若狭にはみえず、室町期に但馬守護山名氏の在京被官となる別系統と考えられる。

この他、建武元年（一三三四）・観応元年（一三五〇）に太良荘地頭職を掠めたという（宮河）与一左衛門尉、延文元年（一三五六）から三年まで太良荘預所代官であった宮河弾正忠、松田（宮河）知基が存在した（松浦論文）。この内、与一・弾正忠は、略系図にみえる頼直の子の「頼貞」にあたるのではないか。元徳二年（一三三〇）丹後の高石寺境内の田地「七段式拾歩也」を「停止」する奉書を出した「頼貞」は、彼ではなからうか。当初彼は丹後におり、南北朝期には若狭に移り、その一族が（宮河）与左衛門や弾正忠として現れたと考えられる。多くの一族が遠敷郡に進出していたのである。

最後に甲斐権守流と豊前守流との関係をみておきたい。略系図の貞頼の項目に「頼濟、甲斐祖五郎左衛門猶子」という注記が目される。この「甲斐」が専阿の系統を指すことは、遠敷郡で専阿らの活動からみて確実であり、この記述は事実と考えられる。専阿は正慶二年（一三三三）、頼濟は正中二年（一三三五）に初見があるので、頼濟（貞頼）が猶子となつたのは、専阿の父の世代だろう。

以上から、松田氏が遠敷郡に入り込み国人領主化した氏族だったことがみえてくる。この内、甲斐権守、十郎・掃部助は、「丹後松田系図」（榎原論文）にみえず、かなり早い段階で丹後松田氏と分かれた一族だった。

便宜的に以後、甲斐権守流、十郎・掃部助流を若狭松田氏と呼ぶ。また豊後守流と与一・弾正を称する一族は、鎌倉後期になって若狭に拠点を獲得、頼済が甲斐権守流の猶子となったのである。頼済が明通寺に願文をささげたのも、豊後守流が後々まで鳥羽上保を保ちえたのも、一族の多くが遠敷郡に進出しており、当郡内の所領が豊前守流にとって第二の本領といふべき位置にあったからであろう。

第三節 若狭松田氏と初期室町幕府

こうした在地での勢力を踏まえて、幕府での動向を検討しよう。専阿は暦応三年（一三四〇）に引付奉行に〔165、170〕、十郎左衛門入道も安堵の奉行を行っている〔190〕。そして康永三年（一三四四）の引付方改編に伴う引付番文には松田七郎〔323〕、高師泰引付方の末席より四番目に松田右近入道（頼済・貞頼（明覚））が列しているのみで、引付奉行であった専阿は外されてしまった。彼はその後貞和五年（一三四九）問注所寄人としてみえるにすぎない〔550〕。頼済も番文に列していながら、実働は確認できない。ただし彼は内奏方寄人に就いていた〔407〕。同じく番文にみえるが藤次の低い飯尾為宗、和田四郎入道も内奏方寄人に就いている〔418、610〕。内奏方は、足利直義の管轄だが、審理遅延や過誤の救済機関であり、最終的判決権をもっていない。当該期に検出できる三名の内奏方寄人は、康永三年の引付番文では実働が確認できない引付方寄人で藤次が低いことが共通する。ここから内奏方寄人は、相対的に権限が小さく、また藤次の若い奉行人が就く役職だったと推定される。

とすれば、正中二年には在職していた頼済の経歴からして、低い地位に置かれていたとみられる。この時期、奉行人安威性遵も失脚しており、直義との関係悪化が指摘されている。明証はないが、専阿・頼済も直義との関係が悪化した可能性を想定したい。建武三年（一三三六）いち早く

足利氏に従ったにもかかわらず、勢力を伸ばせなかったのは、これが原因であろう。

さて、貞和五年（一三四九）八月に勃発した高師直によるクーデター、その後再編された引付方では、丹後守流の貞秀、十郎・掃部助流の師行が現れる〔591、593〕。師行は、観応元年（一三五〇）三月には召文を発給しており、確かに在職している〔632〕。しかし、専阿・師行は、観応の擾乱期を最後に、幕府から姿を消してしまう。

観応から文和年間には奉行人の「下国」がかなり確認される〔781〕。奉行人ではないが、観応元年（一三五〇）六月に評定衆長井貞頼は、鎌倉期に一族が守護であった備後に発向を命じられ、そのまま所領福原荘にとどまり国人領主化していく。在京していても、現地に縁がある場合には発向を命じられることがあった。

若狭松田氏の動向と関わっていると思われるのが、尊氏の南朝降参を契機とした観応二年（一三五二）正月の若狭国人一揆である。河村氏は、直義派を標榜した一揆と若狭の有力国人本郷氏らを中心とする尊氏派の地頭御家人の対立とし、一揆勢の中心が宮河保のある遠敷郡の武士と指摘した。松浦論文により松田氏の動向をみると、同一〇月に松田惟貞が尊氏方として戦死、宮河（松田）与一左衛門尉も東寺領太良荘地頭領家職を濫妨しているが、一揆方の三宅氏が入部すると退去しており与一も尊氏方であったと考えられる。専阿は翌観応三年八月八日に太良荘を濫妨しており〔783〕、師行は、康安元年二月に幕府執事・若狭守護細川清氏が失脚した際に太良荘に打ち入っていることが指摘されている〔1062〕。専阿の動きは、直義との関係悪化、一揆と同族の動きを勘案すると、擾乱期に幕府の命令により下向したと考えられ、師行も同様であったと思われる。つまり、若狭松田氏は中央の対立が地方に波及する過程で地方に姿を現したのである。その後、幕府に復帰した徴証はなく、そのまま土

着したものと推測される。

一方、頼濟（貞頼）は、丹後にも活動徴証があり、暦応四年（一三三二）丹後国与謝郡の日置氏による同国友枝保の安堵調査に対して、日置氏の知行を証言している〔193〕³⁴。奉書到来日と請文提出日の近さから、彼はおそらく在京していたが、現地の状況を把握していたことがわかる。当該期には豊前守流の所領が近傍にあったと推定される。

頼濟は前述内奏方での活動を終見とし、跡を継いだのが頼胤である。彼は観応三年閏二月に正平の一統が破れると、三月一日に足利義詮の軍勢催促状を丹後で受けている。

【史料2】『禁裏御倉立入家文書』四九一⑦観応三年三月一日足利義詮御判御教書写

官方破^レ合体之儀、寄来之間、洛中依^レ為^レ無勢^二引退江州^一了。今明所^二発向^一也。早同心之輩相共、且对^二治凶徒^一、且可^レ責^二上京都^一之状如^レ件。

観応三年三月一日

（花押影）

松田修理進殿

本史料が頼胤の初見で〔747〕³⁵、京都に攻め上れとあり在国していたことがわかる。三月一八日付御判御教書写では「於丹後国致忠節」とみえ〔748〕、結局現地で合戦に加わり義詮派として勲功を上げている。同日付の別の御判御教書写にみえる「松田愛夜又丸」は頼胤の息子だろう³⁶。ここから豊前守流では若狭ではなく丹後に重心があり、丹後を離れられる戦況ではなかったことが読み取れる。

前述の若狭松田氏が幕府に復帰しなかったのも、幕府での地位の問題や若狭国内の情勢悪化が想定される。すなわち、文和二年（一三五三）南朝に降っていた山名氏の上洛で若狭国人が分裂、文和三年（一三五四）には足利直冬・斯波氏頼の上洛により戦闘状態になり、康安元年には細川

清氏の失脚で騒動が起きた³⁷。こうした国内の状況が上洛を許さず、なし崩し的に在国に至ったのだろう。

ここまで甲斐権守、十郎・掃部助流および豊前守流の動向を検討してきた。初期室町幕府における松田氏は、若狭国遠敷郡に広がった系統を主とし、一族分業や同族間の猶子関係を結ぶような有力な国人領主的側面を持っていた。しかし、幕府では足利直義との関係が悪化したためか、有力な役職にはつげなかった。そして観応の擾乱期における遠敷郡での一揆により、尊氏派として下国した。その結果、甲斐、十郎・掃部助流は奉行人としての活動を停止するに至った。一方の豊後守流では子息が丹後に在国しており、南北朝期においても両国に拠点を持っていたことがわかった。ではいかに豊前守流は奉行人として定着したのであるか。

第四節 豊後守流の成立

豊後守流において、初めて豊後守に任官されるのは頼胤である。彼は、系譜不明の貞快とともに文和三年（一三五四）に石清水社への事書の使者となっており〔894、895〕、在京が確認されるが、その後は空白がある。若狭・丹後の情勢と関係があるのではないか。史料がないので推測となるが、若狭は前述した文和以降の状況に加え、第一節で述べたように応安二年（一二六九）から五年にかけて大規模な国人一揆がおきている。頼胤は応安四年（一二七二）の後円融天皇即位沙汰奉行〔136〕³⁸になっているので在京していたが、若狭の応安の国人一揆で守護方についたことは前述の通りであり、代官を派遣したのである。丹後では延文二年（一二五七）にも南朝方が籠城戦を続け、貞治元年（一二六二）には若狭守護石橋和義の「丹州」（丹波か丹後）発向が取り沙汰されている。こうした状況が好転するのが、貞治二年（一二六三）における丹後を支配していた山名氏の幕府帰参である。丹後では所領の返還が行われ平時への転換がはかられ

た。⁸⁸ 頼胤の奉行人復帰の契機となったのは、やや間があるものの、山名氏の帰参ではなからうか。南党の帰参と戦乱の鎮静化が武士の在京を促し室町期の在京武家領主の原型が形成されたことはすでに指摘されているが、⁸⁹ 豊前守流においてはより直接的な影響がみられたのである。ただし若狭だけが拠点であった若狭松田氏と異なり、豊前守流は丹後にも拠点を持っており、その安定によって在京しうる条件が整ったと考えられる。

頼胤は応安四年以降に恒常的な在京が叶い、活動が活発になっていく。拙稿でも述べたように、細川頼之執政期は奉行人層の再編期となっており、頼胤の活動もそうした動きの中で捉えることができる(拙稿④⑤)。ただし応安四年一月一日後円融天皇御即位御沙汰交名の序列をみると丹後守流の貞秀が第五位〔1357〕、頼胤は第七位である〔1360〕。この序列の差はこの後も埋まることはなかった。また布施氏・飯尾美濃守流など細川頼之との個別的関係(拙稿④⑤)や後述する貞秀と義満との密接した関係はみいだせない。

しかし、冷遇されていたわけではない。頼胤は康暦二年(一三八〇)には豊前守に任じられており〔1676〕、頼行―頼済の系統で初めて受領し、後に継承された。至徳二年(一三八五)には奉行人の中で俗人の上首が務める評定衆奏事役を務め〔1907⁴⁰〕、明徳二年(一三九一)に政所執事代に就任している〔2082〕。頼胤はこの政所執事代就任を最後にみえなくなるので、まもなく死去したのだらう。後に述べる丹後守流の貞秀もこれらを勤めたが、彼と異なるのは、侍所開闔の在職が確かめられることである。

【史料3】「東寺百合文書」は函九三三号(至徳二年(一三八五)七月二三日侍所開闔松田頼胤折紙書状(「大日本古文書」家分け東寺文書、函一一〇号)

(編見返書)

「侍所開闔松田豊前守状〔道所二司代〕
〔道所二司代〕」

八条以南道作事、東寺雑掌申旨候。無二相違一之様、可レ有二御下知一候。恐々謹言。
(至徳二年)

七月廿三日

大葦遠江守殿

本書状の宛所は底本では「大宰」と読まれているが、これは「大葦」と判読でき、侍所頭人山名満幸の所司代大葦遠江守信貞に比定される。大葦は丹後守護代も務めており、満幸の侍所頭人在職と丹後守護の任期が重なるのが至徳二年である。拙稿④においては年次未詳としたが〔2083〕、【史料3】は至徳二年七月に比定でき、頼胤の侍所開闔在職を確認できる。また拙稿④でもふれたが、一四世紀後半の侍所指揮系統は頭人―所司代が主流であったとされているものの、【史料3】から開闔↓所司代への指揮系統が存在したことも確実となる。内容としても、道の造作であり町人の動員が想定される。さらに、頼胤の侍所寄人としての活動はさらにさかのぼる。永和三年(一三七七)、賀茂社被官の土蔵の家主石見房澄尊が公文法師備前房を殺害した事件が起きた。頼胤は、布施基連・検断山名氏清代官(侍所所司代)小林氏の代官斎藤新衛門尉とともに土蔵を検分しており、侍所寄人として所司代代官と協力して検断を行っている〔1558⁴³〕。つまり、頼胤は至徳二年までの間に開闔に昇進したのであり、侍所の業務を熟知した奉行人だったと考えられる。

頼胤の跡は直頼が継承する。直頼は明徳二年(一三九一)に現れ、応永七年(一四〇〇)義持御判始で闔子役を務めた〔2070〕。闔子役は奉行衆の内「末座之人」が行う役であり、まだ若衆だった。応永一七年(一四一〇)には豊前守を称している。⁴⁵ その後は東寺別奉行、貢馬奉行、神宝奉献奉行などを務め、⁴⁶ 応永三四年(一四二七)一〇月まで所見がある。⁴⁷ 義持の御判始から彼の死去に至るまで義持を支えた奉行人であった。この後松田豊前守流は戦国末期まで続き、貞康は故実書『武政軌範』の作者と目さ

れている⁸⁵。貞康と同時期の禅僧横川景三は、彼の画像賛に「建武応安旧式在^レ手、熙寧元豊新法攢^レ眉」と記しており、貞康は建武・応安の頃の「旧式」、つまり幕府法に関する文書を所持していたという。「建武応安」は具体的な年代観であり、かつ豊前守流の頼済と頼胤の活動時期と重なっている。特に頼胤以降は恒常的に在京しており、多くの記録類が蓄積されていたとみてよい。豊前守流の成立においては、とりわけ頼胤が画期となったと考えられる。

以上、本章では若狭松田氏・豊前守流の動向を素描してきた。室町幕府では当初若狭松田氏が主流であったが、観応の擾乱とそれ以降の若狭の政治的な状況により同氏は幕府を離れていった。国人領主的側面を持つていたことが結果的に在国化へとつながっていったのである。しかし豊前守流は、所領がある丹後・若狭を実効支配していた山名氏の帰参とともに上洛し、以降安定した奉行人の継承がなされる。頼胤は幕府の中でも重職を勤めていき、幕府の人的基盤となつていった。

第二章 松田丹後守流・対馬守流

第一節 尊氏・義詮期の丹後守流と対馬守流

室町幕府奉行人松田氏の中で、最有力の系統といえるのが丹後守流である。丹後守流の歴代・家伝史料については設楽論文が詳しい。しかし、近年紹介された史料や氏が注目されていないものにより、丹後守流の地位をより明確にすることができる。

元弘三年（一一三三）の六波羅滅亡の際、秀頼（性秀）は旧幕府側に就き、丹後国丹波郡内善王寺城で合戦を行った⁸⁶。榎原氏は『丹後国惣田数帳』などから当郡が丹後守流の重要拠点であったことを指摘している⁸⁷。

こうした性秀の動きに関して興味深い史料が紹介された。【史料4】「奉公方与奉行衆正月四日出仕之前後相論之申状案文」文明一七年（一四八五）閏三月日奉公衆重言上状写⁸⁸。

右奉行出帯セシムル松田文書披見之処、或ハ⁸⁹元弘御勢之^{モヨシ}權御判、或者大嘗会段銭免除之御教書、又満秀二御字被^レ下^二御判^一、被^レ食^二加評定衆^一之判、或日吉神輿造レリ、春日神木帰座以下御相伴等也。

本史料は文明一七年の奉行人布施英基殺害事件の関係史料で、奉公衆と奉行衆の座次相論に際し取り交わされた訴陳状の内、奉公衆の三度目言上状である。前後も含めると、奉行衆は奉公衆に対する優越を示すため、松田丹後守流の家伝文書を副進しており、その内容が【史料4】に挙げた部分である。ここにみえる「元弘御勢之^{モヨシ}權御判」は、「御判」という表記から元弘三年（一一三三）六波羅攻めのための足利氏による軍勢催促状を指すと考えられる。前述のように性秀は鎌倉幕府方についているので、軍勢催促状は受け取ったものの、足利氏からの誘いを断つていたのである。つまり松田氏は、頼済が後醍醐流罪の奉行を行い、性秀は反足利であったのである。建武政権に松田氏がみえず、室町幕府に若狭松田氏から出仕し始めたのも、このような経緯があつたからであろう。

丹後守流出身者の幕府出仕が確実なのは、貞和五年八月の高師直クイデーター後の引付番文にみえる八郎貞秀である〔591〕。貞秀は観応二年（一一三二）二月二日足利尊氏下文で、「安芸国志道村^{松田八郎}」として所領を闕所にされており〔687〕⁹⁰、師直が死ぬ直前、貞秀は直義派だった。つまり松田氏は貞秀が直義派、若狭松田氏や頼胤が尊氏派にわかれる事態となつた。ただし、貞秀は出仕が貞和五年と遅く、熱烈な直義派ではなかつたと思われる。観応の擾乱期には日和見の態度の守護が多かつたことも指摘されており、貞秀も同様であろう。

幕府は、奉行人に限らず、観応二年八月には帰参者への安堵を約する

個別的な命令を出し、文和四年八月二十四日付室町幕府追加法七八条（『中世法制史料集』二）を發して旧直義・南朝勢力の帰参を促した。⁸⁵本法制定の前、幕府は三度目の南朝京都突入を退け軍事的優位を確固たるものとした。⁸⁶文和三年（二三五四）七月には貞秀は直冬方交名注文を受理していることから侍所寄人となっており^{〔87〕}、こうした趨勢を受けて、これ以前に帰参したのである。

帰参した貞秀の地位をみる上で重要なのが、尊氏による文和三年後醍醐天皇供養・母上杉清子十三回忌のための一切経供養の書写、そして延文三年（一三五八）八月における義満誕生の御産奉行となったことである。前者は、京都・関東の大寺院の僧侶を動員して、正月に發願し一二月までに一切経六百帖弱の書写に当たさせた大事業であった。清子の十三回忌自体が北条泰時の政子供養の先例を追ったものであり、尊氏自身を源頼朝、北条泰時に准える宗教活動であった。現存する帖の奥書書写者の中で唯一武士出身なのが松田貞秀である。⁸⁷後者についても、貞秀自ら作成した足利義満の元服等の記録には、「自^二御誕生之日^一、至^三于今^一毎度御祝貞秀奉行、可^レ謂^二御佳例^一歟⁸⁸」とみえ、貞秀が義満誕生以来毎度諸奉行をつかさどってきたことを佳例としていた（設楽論文）。義満出生時の執事は空席だから、貞秀を御産奉行に任じたのは義詮であったと考えられる。帰参政策を進める中、それに応じた貞秀は、尊氏・義詮に接近し、また信頼を勝ち得たのである。このように在京を前提とする役職に任じられたことで、豊前守流とは異なる在京活動が可能になったのである。

また、貞秀は延文頃より歌人としても活躍し、例えば貞治六年（二三六七）に義詮の近習らとともに新玉津島社歌合にも和歌を捧げている。⁸⁹貞秀が近習であった明証はないものの、和歌を通じて義詮との関係を強化することができた。

貞治五年（一三六六）斯波高経が失脚すると、義詮御前沙汰が開かれ、

貞秀はその奉行人に選任されている。同年九月より奉行人を現地に派遣しての寺社本所領沙汰付が行われたが、貞秀は摂津国内所領の沙汰付を安威詮有とともに担当した^{〔1170、1181、1183、1189〕}。貞治六年の寺社本所領返付を謳った義詮御前沙汰では、御前沙汰奉行人三名の内の一人に選ばれている^{〔1221〕}。

この貞治五・六年の寺社本所領返付政策において、貞秀の近親が発用されたことが注目される。一人は略系図で子とされる中務丞資秀である^{〔1193〕}。もう一人は、略系図で貞秀の叔父にあたる主計允秀経で、同六年二月に泉涌寺領撰津国塩江新免を沙汰付ており^{〔1197〕}、貞秀に替わって撰津の担当者となっている。この秀経は南北朝期に断続的に表れ、至徳二年（一三八五）に仁政沙汰奉行人^{〔1950〕}、嘉慶二年（一三八八）に対馬守に任官^{〔1994〕}、応永二〇年（一四一三）まで活動している。貞秀にとつては年下の叔父であったのだろう。秀経は、義詮・義満・義持と三代にわたつて仕え、対馬守流の祖となった人物であった。

前述のように頼胤は当該期には在国していた可能性が高く、松田氏では貞秀の奉行人活動のみが確認できる時期が長かった。頼胤の上洛は所領のある国の情勢好転によるものであったが、対馬守流の祖秀経や貞秀の子の登用は、義詮の御前沙汰開始という政策によるものである。貞秀の近親が選ばれたのは、義詮の信が厚く、彼の手足となつて御前沙汰を推進していくスタッフとして期待されたためであろう。丹後守流は徐々に活動を広げ、義満の登場を迎えることになった。

第二節 足利義満と松田貞秀

松田貞秀は足利義満の下でもっとも重用された奉行人だったといつても過言ではない。その経歴から主な役職を抜き出すと、応安元年（一三六八）義満元服評定始奏事役、応安五年（一三七二）義満御判始右

筆・御恩沙汰披露奉行、応安七年（一三七四）政所執事代、康暦元年（一三七九）六月二五日式評定衆、永徳三年（一三八三）公人奉行、至徳二年（一三八五）一二月御恩沙汰着座御免となっている〔1247、1422、1423、1492、1599、1892、1939〕。松田氏で初めて式評定衆に列し、奉行人全体を統括する公人奉行（拙稿④）、式評定衆よりもさらに上の御恩沙汰着座御免に至っている。こうした恒常的な役職だけでなく、義満元服の評定始奏事役、御判始の右筆、その中の御恩沙汰の披露奉行といった一代限りの臨時役も多い。これらの役職には布施資連（拙稿④）や、頼之被官であった飯尾貞行が登用されており頼之の影響力の強さも見て取れるが（拙稿⑤）、貞秀の場合は、義満の誕生以来側近くに仕えてきた情誼的關係により任じられたとみるべきである。

義満が朝廷に進出して以降、貞秀の役割はさらに重くなった。例えば永徳元年後円融天皇の室町殿行幸では室町殿の準備をする武家側の惣奉行となつている（設楽論文、四〇頁以下）。この時、頼胤、秀経も奉行に加わっており、松田氏は総出でこの儀礼にあたつている〔1734、1736、1740〕。

松田貞秀は貞和五年（一三四九）に初見し、明徳三年（一三九二）～永四年（一三九七）までに死去している。義満からみてかなり年のはなれた奉行人であった。⑧。そういつた奉行は他にも存在しただろうが、貞秀を特に重用していた徴証が存在する。それは東寺伝来の仏舍利を貞秀が奉請していることである。仏舍利奉請とは、空海が唐より持ち帰り東寺に納めた仏舍利を、内裏において天皇以下貴族・高僧が、南北朝以降は將軍・幕閣らも請け取る儀式である。その仏舍利の奉請粒数と奉請者を記録したのが奉請状である。橋本初子氏は、奉請状を検討し「その席順（奉請状の名簿順）は、まさに政権の縮図」と評価し、また川口成人氏は、奉請状などを用いて、畠山貞清を寵臣と位置づけた。⑨

【史料5】『東寺文書聚英』二二三、永和二年（一三七六）正月十四日勅使

万里小路嗣房仏舍利奉請状〔1524〕

永和二年正月十四日

仏舍利

十四粒 御奉請（後円融天皇）

三粒 大覚寺宮（寛尊法親王）

一粒 一位

五粒 鎌倉宰相中将（足利義満）

（中略）

三粒 頼之朝臣（細川）

（中略）

一粒 義将（斯波）

一粒 信伝（一色範光）

一粒 道亨

一粒 道源（吉見氏頼）

一粒 義行（土岐）

一粒 照禅（伊勢貞継）

一粒 貞秀（松田）

一粒 嗣房（万里小路）

以上四十粒、於「内裏」奉請之、

左衛門督藤原（花押）（万里小路嗣房）

【史料5】の他、康暦の政変後の康暦三年（一三八一）にも貞秀は奉請に預かつており〔1727〕、管領交替の余波を全く受けていない。奉行人で仏舍利奉請に預かったのは貞秀のみであり、彼がいかに義満に重用されていたかがみてとれる。【史料5】には、康暦の政変後に政所執事となった伊勢貞継も確認できる。伊勢貞継は自邸が義満出産の場所選ばれ育父となり、義詮期から申次、御所奉行、御厩奉行を務めた義満の側近であ

る。彼も応安元年（一三六八）以降数度奉請に預かっている。つまり康暦の政変により、執事貞継・執事代貞秀という義満誕生以来近侍してきた人物によって政所が占められることになり、義満がいかに政所を重視していたかがうかがえる。その意図は機能の強化と政務処理の円滑化にあったのではないか。こうした政所での地位や、伊勢貞継とともに弘舎利の奉請に預かっている点から、貞秀は義満から破格の待遇を受けており、奉行人の中で突出して義満に重用された人物であったことが理解されよう。また、貞秀は永和四年（一三七八）までに松田氏の本貫地ゆかりの丹後守に任じられている〔1553、1578〕。このことも義満の貞秀に対する寵愛を示すものであろう。

義満と貞秀の関係は、義満の危機にこそ具現化した。彼は康暦の政変に際し、二階堂行照とともに使者として頼之に下国命令を伝え〔1589〕、また九月一日には頼之の誅伐の御教書を奉行している〔1628〕。元弘の乱では、北畠具行が六波羅追討の宣旨を執筆した廉で、佐々木導誉に捕らえられ斬首に追い込まれた。つまり軍勢催促の奉行となることは、身の危険に直結し、それだけに重要な政務であったといえる。さらに明德元年（一二九〇）三月の土岐氏の乱、同閏三月の山名氏の乱にも関与している。

【史料6】「凶徒御退治御告文」四号明德元年十月十日足利義満御判御教書写

東西四个国凶徒退治事、偏依_二効驗_一、所_レ致_二報賽_一也。為_二代官_一、参_二詣神祇官并八幡・平野・北野・御霊等_一、且_レ點_二七_一个日_一参_二籠吉田社_一、殊_レ抽_二精誠_一、可_レ被_レ祈_二息災延命・所願成就_一之状如_レ件。

明德元

十月十日

御判

吉田左京大夫殿執筆松田美作守兼秀丹後守子也

⑥

桐田貴史氏によれば、本文書は義満が土岐・山名氏の乱がそれぞれ鎮圧

され、鎮圧祈願した諸社への報賽を企図し吉田兼敦を義満の代官として参詣させることを命じた御判御教書である。義満が命じた祈禱は、吉田家を介し伊勢神宮などを動員する従来とは異なるもので、国家的性格を持つ戦時祈禱であった。また、【史料6】と前後するが、同年閏三月に貞秀は伊勢神宮・吉田社御祈料足六千疋の下行を命じられている。ここで貞秀の役割を検討しよう。【史料6】の執筆自体は子の兼秀が行っているが、設楽氏は、兼秀が貞秀の案件の執筆にあたっていること、さらに貞秀が永和三・四年・至徳二年と祈禱奉行を勤め御教書発給・料足の下行を行っていたことを指摘している。つまり貞秀の立場は、義満の命を吉田家や諸社に伝え、費用を下行する武家側の祈禱奉行であった。義満は、こうした貞秀の経歴を踏まえて、幕府の存亡をかけた重職を任せたのであろう。

こうした活動にとどまらず、貞秀は義満の意思決定にも関与しうる存在であった。

【史料7】「兼敦朝臣記」永徳三年（一三八三）九月七日条⑦

七日、丁未、晴、早旦家君吉田兼忠人_二御松田丹後守貞秀_一許。貞秀申_二家君_一云、当社御領味間_二品勅旨田事_一、信基申御教書御沙汰之時、飯尾（為奥門難）左近入道披_二露之_一、可成_レ御_二教書_一之由、落居之処、吉田社領之由、被_二思食出_一。何様事哉之由、被_レ尋_二仰貞秀_一之間、不_二分明覚悟_一之間、不_二申入_一、誠其分候歟之由言上之間、無_二左右_一不_レ可_レ成_二下御教書_一之由、被_レ仰云々。希代之恩言也。已欲_二書上_一之_レ処、依_二御一言_一被_レ閣云々。一向神慮之至也。

この日吉田兼忠は吉田社領丹波国味間二品勅旨田の訴訟の事について貞秀を訪ねた。敵方の中沢信基が御教書を申請し御沙汰の時に中沢の担当奉行飯尾円耀が披露し、御教書発給が決定したが、義満は吉田社領であることを思い出し、（その場で）どういふことかと貞秀に尋ね仰せられた

ので、(貞秀は)明確に覚えていなかったもので、申し入れなかった。(しかし貞秀は)「誠にその分(吉田社領)でしよう」と言上したところ、御教書は発給しないと仰せになったという。当該期の所務沙汰は奉行人が義満に個別に伺いを立てる「個別伺」になっており、その一場面であろう。義満はその場で自発的に奉行人に諮問を行っている点が興味深い、ではなぜ個別伺の場に貞秀が臨席し、その場で諮問に預かっているのだろうか。それはこの時彼が奉行人を統率する公人奉行であったからであると思われる¹⁸⁹²。戦国期の事例だが、御前沙汰は本来当番制であるもの、公人奉行は毎回の沙汰に出席することになっていた。貞秀に諮問がなされたのも、そうした地位にあったことと無関係ではないのではないか。また貞秀は分明に(吉田社領であるかどうか)覚えていなかったが、結局思い出したのか、「誠にその分候か」と口頭で答申し、義満はその言を容れ御教書発給を止めている。貞秀の返答が意思決定を左右しているのである。

この他にも至徳二年(一三八五)春日社神主大中臣師盛が丹後国安重保に関する訴訟を起こした際、義満は一度奉行に傍例を尋ねる決定を下し、師盛は貞秀を訪ねている。貞秀は隣国丹波守護山名奥州(氏清)の所領だから訴訟はうまくいかない、ほかの所領を探したほうがいいと返事をしている。¹⁸⁹³貞秀が丹後出身ということもあるが、所領の領有状況を把握しており、彼の有能さが示されている。貞秀の重用ぶりを踏まえると、義満の意思決定への影響力は公人奉行という地位以上のものがあつたと考えられる。

このように貞秀は、貴族との関係も密なものがあった。井上宗雄氏は、貞秀が歌人二条為重と交流があり、為重選の「新後拾遺和歌集」に四首入集していること、さらには義満・関白二条良基・土岐頼康、右の吉田父子といった公武の和歌会に名を連ね、嘉慶二年(一三八八)二条良基よ

り「近来風体」を送られていることを指摘している。また社家との付き合いもあり、永徳三年に貞秀は祇園執行顕深・吉田兼熙と和歌会を催したことを明らかにしている。¹⁸⁹⁴貞秀には自筆の歌集が伝わっており、その紙背にも「祇園執行」顕深の許での会に寄せた和歌がみえる。¹⁸⁹⁵こうした貞秀と寺社本所との和歌を介した日常的な付き合いが、義満への訴訟窓口に転化するのには容易であつた。

【史料8】『増補八坂神社文書』上八五九号嘉慶元年(一三八七)一二月一二日社務執行顕深書状(丸数字は筆者が付した)

(編集検封表巻) 顕深

富小路殿 顕深

「奉行松田丹州 嘉慶元年十二月」

③ 今日御沙汰被_レ行候歟。同令沙汰いか、候つらん。

尚々広田社御吹拳事、御伺候けるやらん。承たく候。

昨日御棧敷御大飲以外候キ。于_レ今平臥候之間、不参候。

② 彼一ヶ条事御伺候哉。伺候者、早々大功候。

① 又明日田楽御歌合棧敷候ハ、可_レ参候。恐惶謹言。

桜部在所替候。北になして候。

十二月十二日

顕深(花押)

(後略)

①をみるとここでも歌合が話題に上っており、和歌を介したつながりが認められる。しかし本題はその前段②である。事案は不明だが、貞秀から義満への伺事の経過を尋ねており、貞秀は勘返にて、義満にこの件を伺ったところ子細無きことと、「事書をもって申してください」と顕深に指示を出している。伺事を済ませているのに、「事書」の提出を求めるのは、すなわち後者が寛雅博氏という公的な「外様」の訴訟に相当するからなのではないか。¹⁸⁹⁶一方で、事書提出以前に伺事を行っているのは確実であり、これは「内々」に相当する。つまり、貞秀は一人で内々と外様

の伺の両方を担当していたのである。また③では顕深は「御沙汰」が「延引」になったことを聞き出している。この事例から寺社本所では奉行人と日常的に和歌などの繋がりを保つことで、幕府内部の政務の進行状況を聞き出し、次の指示を取りつけていたことがみえてくる。貞秀はこの時公人奉行・御恩沙汰着座御免という奉行人としては極位に昇っており、彼の情報は寺社本所が訴訟を成功させる上で重要な意味を持ったのではないか。この訴訟の結果は未詳だが、内と外との両方を担当しうる貞秀の立場は寺社本所にとって極めて重要な窓口となったに違いない。

対武家においても拙稿④で触れたように肥後阿蘇氏の安堵申請に関与し、また小早川重景の安堵を奉行している〔171〕¹³。この他にも小侍所奉行〔1387〕、諸国守護奉行〔1578〕も務めており、寺社本所だけでなく武家に対しても重責を担っていた。このように松田貞秀は、義満の重用の度合いやその能力、寺社本所側との交渉窓口という点において傑出した奉行人であった。幼少時より義満を支え、平時での政務から危機対応までこなす、時に義満の意思決定に関与した側近であった。

こうした貞秀の地位はいかに継承されたのであろうか。彼の子は前述の資秀がいたが、応安四年（一三七二）〔1374〕¹³⁷⁴が終見で早世したようである。次にみえるのが美作守兼秀で、設楽論文によれば応永元年（一三九四）頃に彼も早世している。この兼秀と同時期に活動したのが、丹後八郎満秀である。前掲【史料4】には満秀への一字書出状がみえ、偏諱授与が確実となった。彼は永徳元年（一三八一）義満白馬節会出仕行列の衛府侍として現れ、たびたび衛府侍を勤めている〔1721・1726・1918〕。明徳四年（二三三三）義満の八幡放生会参向に際し神宝奉献状を出しており、ようやく奉行人となっている（設楽論文）。満秀も和歌を学んでおり、嘉慶元年（一三八七）二条良基主導で催された隠岐高田明神百首では、貞秀とともに和歌を寄せており、彼も義満・良基と和歌を介したつながりを有し

ていた〔1986・1987〕

兼秀・満秀兄弟は活動時期が重なっており、当初兼秀が奉行人、満秀が衛府侍と役割分担をしている。奉行人が衛府侍を勤めた例は斎藤筑前守流があり、この系統は奉公衆になっている。この事例を踏まえると、貞秀は兼秀を奉行、満秀を奉公衆にしていく意図があったのではないか。室町期において奉公衆は奉行衆より家格が上であり、丹後守流では義満の寵愛を背景に家格上昇運動を展開していたのである。義満期に一部の奉行人が活動を停止し後に奉公衆としてみえる氏族がいるのは、これまで引付の停止により奉行人が転身を図った結果とされてきたが、奉公衆成立過程における家格上昇運動という側面を考慮に入れる必要がある。

結局貞秀父子の目論見は、兼秀の早世により変更を余儀なくされ、満秀が奉行人を継ぎ丹後守流が定着するに至る。満秀は義持期に入り、伊勢神宮の遷宮を担当する神宮開闢、父と同じ公人奉行に就任しており、永享七年（一四三五）まで活動している。その子は秀藤といい、義持から偏諱は給わっておらず、義満と貞秀のような突出した寵愛を給わった徴証はない。ただし、正長二年（一四二九）八月一七日義教の八幡社参始にて、布衣一番筆頭に秀藤が列しているのは、奉行人としては異例である。〔松田丹後守平長秀記〕同日条『禁裏御倉立入家文書』五七号。満秀の先例があればこそ、この荣誉に預かることができたのであろう。

丹後守流は、貞秀が義満誕生時以來仕え、昇進を重ね、貴族社会からも一目置かれる存在となり、義満の側近となった。明徳三年～応永四年までに死去した貞秀自身は、義満の北山殿移徙をみていないので、義満の全盛期を目にすることはなかった。しかし、義満の権力拡大を幼少期より支えた人物であったことは確かである。こうした活動により、丹後守流は他の二流とは一線を画す有力な奉行人一族となったのである。貞

秀としても、足利三代につかえた過去をふり返り、感慨も一入だったの
 であろう、歌集に「述懐」と題して次の歌を載せている。（『禁裏御倉立入
 家文書』五八、「松田丹後守平貞秀集」（『続群書類従』第十六輯上）、一部文字を
 改めた）

つかへつ、三代にもあひぬ数ならぬ身のおもひてとこれぞなるへき

おわりに

雑駁な議論になったが、南北朝期奉行人松田氏の動向を検討してきた。
 初期においては、若狭松田氏と豊前守流が主流であったが、国人領主的
 側面を有し、かつ直義との関係が冷えたことで、観応の擾乱を契機に若
 狭松田氏は在国に至る。また擾乱では尊氏派にいた若狭松田氏、丹後
 で合戦に参加した豊前守流、直義に従った丹後守流に分裂した。豊前守
 流の頼胤は丹後・若狭の情勢が落ち着いたころに在京が確認でき、所領
 のある国の情勢がダイレクトに在京に結びついていることが判明した。
 松田氏はもとも御家人出身で、現地との結びつきを保っていたが、そ
 れが逆に在京への足かせになったのではなからうか。頼胤は応安四年に
 在京が確認でき以後在京に至る。至徳二年に侍所開闔、明徳二年に政所
 執事代に就任しており、豊前守流の祖となった。

これに対し丹後守流は、貞秀が直義派から帰参したにもかかわらず、
 尊氏の一切経写経事業や義満の御産奉行を勤めるなど、將軍との結びつ
 きを強めていった。貞治末の義詮御前沙汰では、貞秀の子資秀や対馬守
 流の祖となる叔父の秀経が登用された。

義満期になると貞秀の地位はさらに上昇する。ここでは繰り返さない
 が、こうした地位に至ったのは、第一に、義満の御産奉行となり伊勢貞
 継と同様に誕生以来近侍してきたことをあげるべきであろう。それだけ

ではなく、元服記など記録を作成し、伺事では義満への諮問に答えるな
 ど、奉行人として有能だったことも評価に値する。また貴族社会とも和
 歌会や訴訟の窓口となり、義満と公武寺社を結ぶ媒介となった。貞秀は
 奉行人出身者の中で卓越した地位に昇った義満の側近であった。

しかし、こうした貞秀の地位は完全には継承されなかった。自身の地
 位を背景に、兼秀・満秀で奉行人と奉公衆を分担し家格上昇をもくろん
 だが、兼秀の早世により頓挫し、満秀が奉行人を継承することになった。
 義満死後には失脚する人物もいる中で、松田氏主要三流は義満の下で活
 動しており、安定的な職の継承が図られた。このように松田氏は、主と
 して將軍権力と結び、奉行人として発展してきた。守護・管領細川氏と
 結んだ飯尾氏、とりわけ將軍と管領に仕える「兼参奉行人」を出した美
 濃守流とは（拙稿⑤）、異なる幕府上層部との結合形態であった。その背
 景には、松田氏の本領とする丹後・若狭の守護交替が激しく、時に両国
 が南朝方（山名氏）に占拠されるなどして、守護権力との主従関係構築
 が遅れたことがあげられよう。そして義持期以降、満秀に限らず、將軍
 から奉行人への偏諱授与がなくなる。一方、奉行人郎への御成が行なわ
 れるようになり（拙稿⑤）、奉行人層と將軍との身分的な位置関係が義持
 期に再編されたのだと思われる。とすれば義満期までは將軍や管領の信
 頼できる人物を重用する権力編成であったのが、義持期には編成の原理
 が変わったことを意味する。この点は義持期の訴訟制度改革によって制
 度面での奉行人の権限が再編されることと関係が問われねばならない。⁸³
 また守護家との関係についてはほとんど触れることができなかった。あ
 わせて今後の課題としたい。

註

- ① 佐藤進一「室町幕府論」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六三年)、桑山浩然「室町幕府の権力構造」(『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九七四年)。
- ② 木下聡「室町幕府の外様衆と奉公衆」(同成社、二〇一八年)、森幸夫「中世武家官僚と奉行人」(同成社、二〇一六年)、山田徹「室町領主社会の形成と武家勢力」(『ヒストリア』二二三、二〇一〇年)、同「室町時代の支配体制と列島諸地域」(『日本史研究』六三二、二〇一五年)。
- ③ 山田徹「室町幕府所務沙汰とその変質」(『法制史研究』五七、二〇〇七年)、森幸夫「武家官僚の展開過程」(前掲註2著書。拙稿「室町幕府奉行人在職考証稿(四)―応安元年(二三六八)―」(明徳三年(一三九二)―付氏族研究(布施氏)」「立命館文学」六六九、二〇二〇年)。
- ④ 拙稿「室町幕府奉行人在職考証稿(一)―建武元年(二三三四)―」(康永三年(一三四四)」「立命館文学」第六五一号、二〇一七年)、同「室町幕府奉行人在職考証稿(二)―貞和元年(二三四五)―」(文和元年(二三五二)―付奉行人氏族研究(安富氏)」「立命館文学」六五三、二〇一七年)、同「室町幕府奉行人在職考証稿(三)―文和二年(二三五三)―」(貞治六年(一二六七)―付氏族研究(治部氏)」「立命館文学」第六六三号、二〇一九年)、前掲註3拙稿「室町幕府奉行人在職考証稿(四)」、以下それぞれ拙稿①、②、③、④と略記。
- ⑤ 拙稿「室町幕府奉行人飯尾氏の基礎的研究―南北朝期を中心に―」(『古文书研究』九二、二〇二一年)、以下拙稿⑤と略記。
- ⑥ 森幸夫「南北朝動乱期の奉行人齋藤氏」(前掲註2著書、初出二〇一一年)、飯尾氏については、北山航「室町幕府奉行人家の存在形態…一族・被官の活動から」(『日本史研究』七〇一、二〇二一年)、拙稿⑤参照。
- ⑦ 森幸夫「六波羅探題職員の検出とその職制」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年、初出一九八七年、一九九〇年)、同「六波羅奉行人の出自に関する考察」(同書、初出二〇〇二年)。
- ⑧ 榎原雅治「新出「丹後松田系図」および松田氏の検討」(『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九三年)、以下、榎原論文と略記する。
- ⑨ 設楽薫「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料―」(松田長秀「記」の成立について)」「(『室町時代研究』二、二〇〇八年)。以下本文含め設楽論文と略記する。
- ⑩ 松浦義則「南北朝期若狭太良荘と松田知基」(『福井大学教育学部紀要』Ⅲ部 社会科学 四一、一九九一年)、以下本文含め本稿を松浦論文と略記する。松田知基および第一章第二節で触れる宮河与一左衛門尉・同彈正忠については、網野善彦「中世荘園の様相」(『網野善彦著作集』第一卷、岩波書店、二〇〇八年、初出一九六六年、一七七頁以下)、須磨千頼「南北朝・室町時代の宮川」(わかさ宮川の歴史編纂委員会「わかさ宮川の歴史」宮川公民館、一九八八年、一三三頁以下)の研究がある。
- ⑪ 河村昭一「その他主要被官の出自・性格」(『南北朝・室町期一色氏の権力構造』戎光祥出版、二〇一六年)、二七八頁以下。
- ⑫ 森幸夫「武家官僚の展開過程」(前掲註2著書、二五五頁、拙稿②)。
- ⑬ 前掲註4参照。
- ⑭ 海老名尚・福田豊彦「田中穰氏旧蔵典籍古文書」(『六条八幡宮造宮注文』について)」「(『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、一九九二年)。
- ⑮ 前掲註7森「六波羅探題職員の検出とその職制」、一三五―一三六頁。
- ⑯ 森幸夫「在京人に関する一考察」(前掲註7著書、一九九八年)、九六一―九九頁。同「御家人俣野氏の考察」(『鎌倉』一二五、二〇一八年)。
- ⑰ 前掲註10松浦論文。
- ⑱ 河村昭一「南北朝・室町期初期一色氏の若狭支配と守護代小笠原氏」(前掲註11著書)、三五〇頁。「秦文書」七三号康暦元年(一三七九)カ某申状案(『小浜市史』諸家文書編三)の年次比定は頼胤の豊前守任官時期(1676)から康暦元年に配置した。
- ⑲ 「神宮寺文書」五〇号天文二三年四月一四日松田頼隆田地寄進状、同五一永祿十二年(一五六九)三月五日室町幕府奉行人連署奉書、同五二号同月八日室町幕府奉行人連署禁制、同五六号元龜二年(一五七二)正月二日松田頼隆田地寄進状(全て『小浜市史』社寺文書)。
- ⑳ 衣川仁「神仏と中世人 宗教をめぐるホンネとタテマエ」(吉川弘文館、二〇一九年)、一九―二三頁。
- ㉑ 森茂暁「建武政権」(『増補南北朝公武関係史の研究』思文閣出版、二〇〇八年、一九七九年)六二頁・九四頁以下。前掲註8榎原論文、一〇〇

- 頁、前掲註6森「南北朝動乱期の奉行人斎藤氏」、一〇七頁。
- ②② 「満願寺文書」四四号（建武三年）五月廿日仁木義有書状写（『かわにし川西市史』第四卷）。底本編者は、本文書に「將軍家」とみえ、まだ尊氏が將軍に任官していないことから、この追記を誤りとする。しかし家永遵嗣「室町幕府の成立」（『研究年報』五四、学習院大学、二〇〇八年）によれば足利方が同年二月には「將軍家」の自称を始めたことが明らかにされている。また「賜芦文庫文書」に本文書の写があり義有花押影が写されている（東京大学史料編纂所所蔵目録データベースより閲覧、最終閲覧日二〇二一年一月六日、<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/sda/w21/20061102000030>）
- ②③ 京都府立総合資料館編『東寺百合文書』八函一六号（観応三年）東寺目安案。
- ②④ 山田徹「足利將軍家の莊園制的基盤―「御料所」の再検討―」（『史学雑誌』一二三（九）、二〇一四年）、三四―三七頁。
- ②⑤ 前掲註10松浦論文、三一五頁。「安倍武雄文書」一二号（嘉元年間）松田頼成縁者次第書（『小浜市史』諸家文書編二）。
- ②⑥ 「金剛心院文書」別掲二号元徳二年三月日松田頼貞奉書（『宮津市史』史料編第一）。市史の編者は「系図」に貞頼とあり検討を要するとするが、貞頼と同一人物である頼済の花押【史料一】と本文書の花押は異なっており、本文書の花押は与一・弾正左衛門尉を称した人物であると考えられる。【史料一】写真は東京大学史料編纂所所蔵写真帳（請求記号六二七二・四四―一六四）により、本文書花押は金剛心院にて原本を確認した。なお、京都府立丹後郷土資料館「古文書は語る 中世丹後の歴史」（一九九三年）一六頁に写真が掲載されている。原本閲覧を許可された金剛心院ご住職にあつく感謝申し上げます。
- ②⑦ 前掲註森7「六波羅探題職員の検出とその職制」、一五〇頁。
- ②⑧ 家永遵嗣「足利義詮における將軍親裁の基盤―「賦」の担い手を中心に―」（『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究叢書1、一九九五年、初出一九九二年）、一五―一八頁、岩元修一「内奏方」（『初期室町幕府訴訟制度の研究』吉川弘文館、二〇一〇年、初出一九九三年・二〇〇六年）、六八―七七頁。
- ②⑨ 「白河集古苑所蔵白河結城文書」康永三年三月二一日引付・侍所番文（『南北朝遺文』東北編七〇六）、佐藤進一「開創期室町幕府の官制体系」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六〇年）。
- ③⑩ 森幸夫「奉行人安威資脩伝」（前掲註2著書、初出二〇一四年）、一一七頁。
- ③⑪ 他に「杜家記録」応安五年（一三七二）一月二日条（『統史料大成八坂神社記録』二）に雑賀貞尚が「文和之比在国」とあり、擾乱期のことと考えられる。
- ③⑫ 「長門福原家文書」観応元年六月二一日足利尊氏軍勢催促状（『南北朝遺文』中国四国編一八三四）。
- ③⑬ 河村昭一「観応く貞治期の若狭守護と国人」（前掲註11著書）、四七一―四七二頁。
- ③⑭ 先学では、榎原氏紹介の「丹後松田系図」により、頼済と貞頼は同一人物とされてきた。そこで【史料二】の花押（東京大学史料編纂所所蔵「明通字文書」写真帳、請求記号六二七一・四四―一六四）と本文書原本（前田育徳会尊経閣文庫所蔵「日置文書」刊本は『宮津市史』史料編―中世別録二八号）の花押を比較した。両者の花押は、全く同一とはいえないが、筆順や形状はかなり似通っているものであった。現状ではこの二通しか頼済（貞頼）の花押が無く、これ以上の比較検討はできない。頼済は奉行人であり、かつ【史料一】から若狭に基盤を持ち、その子頼胤も上鳥羽保に権益を持っていることから、従来通り頼済＝貞頼と捉えておきたい。写真帳と原文書の閲覧を許可された東京大学史料編纂所および前田育徳会には記して謝意を表します。
- ③⑮ 松田修理進＝頼胤であることは、設楽薫「室町幕府政所執事代の歴名について（其二）」（『室町時代研究』三、二〇一一年、三〇八・三一―四頁）を参照。また本文書は現状では野紙を用いた冊子に書写されており、近代に写されたものと思われる。ただし、花押なども写しており、松田家伝史料の一部であることは確かである。なお、戦国期には、松田豊前守流の邸宅と立入家の邸宅が烏丸一条の「六町」にあり、隣同士であったことが指摘されている（高橋康夫「六町」の景観と構造）『京都中世都市史研究』思文閣出版、一九八三年、初出一九七八年、四二―六頁）。豊前守流の文書が御倉立入家に伝わったのは、隣同士で文書を預けており、そのまま立入

家に伝来したからではなからうか。丹後守流邸の場所は康暦元年に五条富小路〔159〕、永徳三年に「鷹司綾小路〔184〕」の新造邸がみえるが、戦国期の位置は不明である。豊前守流同様に立入家に預けていたままになっていったと思われる。なお後掲【史料8】は、松田丹後守貞秀宛の書状だが、「富小路殿」と小路名が用いられているのは、貞秀の邸宅に因むものである。

③6 『禁裏御倉立入家文書』四九号⑨同月一日、足利義詮感状写。

③7 前掲註33河村「観応〜貞治期の若狭守護と国人」、四七二頁以下。

③8 外岡慎一郎「南北朝の動乱と丹後」〔『宮津市史』通史編上巻〕、五二〇―五二二頁。

③9 前掲註2山田「室町領主社会の形成と武家勢力」。

④0 拙稿「康永三年における室町幕府引付方改編について」〔『立命館文学』六二四号、二〇一二年〕。

④1 羽下徳彦「室町幕府侍所頭人付山城守護補任沿革考証稿」〔『東洋大学紀要』文学部篇一六、一九六二年〕七九―八二頁、今谷明「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護付所司代・守護代・郡代補任沿革考証稿」〔『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六年、初出一九七五年〕二二―二七頁、佐藤進一「丹後国」〔『室町幕府守護制度の研究』下、東京大学出版会、一九八八年〕二四頁、大葦氏については、前掲註③8外岡論文、五二六頁。永徳元年の時点で「前遠江守信貞」と署判しているが、【史料3】では「前」が脱落したものと考えられる。また羽下・今谷両氏は至徳元・三年の所司代を内藤何某とするが、至徳二年七月の大葦氏が職が確かめられる。

④2 拙稿④、六二頁、二木謙一「故実家多賀高忠」〔『中世武家儀礼の研究』

吉川弘文館、一九八五年、初出一九七四年〕、二六八頁、松井直人「室町幕府侍所と京都」〔『ヒストリア』二六五、二〇一七年〕、一〇九―一一三、一二七頁。

④3 須磨千穎「賀茂別雷神社「社務補任記」」床久条〔『賀茂文化研究』二、一九九三年〕。

④4 『武政軌範』引付内談篇〔『中世法制史料集』第二巻室町幕府法〕、三七九頁。

④5 「東寺百合文書」を函八〇号応永一七年一〇月一九日室町幕府奉行人奉書案〔『室町幕府文書集成』七三号〕。

④6 『東寺廿一口供僧方評定引付』応永三年正月五日条、貢馬奉行〔『康富記』応永二年（一四二二）一二月二六日・二七日条、神宝奉獻〕、『大日本古文書 石清水文書菊大路文書』二〇七号応永二年（一四二二）九月一〇日室町幕府神宝奉獻目録。室町幕府貢馬儀礼については、石原比伊呂「貢馬御覧に見る室町時代の公武関係」〔『室町時代の將軍家と天皇家』勉誠出版、二〇一五年〕、谷口雄太「中世後期武家の対足利一門観」〔『中世足利氏の血統と権威』吉川弘文館、二〇一九年、初出二〇一七年〕を参照。貢馬奉行は、幕府側の担当だと思われるが、具体的な活動実態は未詳である。

④7 「大徳寺文書」応永三四年（一四二七）一〇月四日室町幕府奉行人連署奉書案〔『愛知県史』資料編九、二二八号〕に「松田豊前常保」とみえる。

④8 『中世法制史料集』第二巻解題、設楽薫「私の室町幕府研究と「史料」探索」〔『展望日本歴史』一 月報二〇』東京堂出版、二〇〇六年〕。

④9 「補庵京華別集」〔玉村竹二編『五山文学新集』第一巻、五七九頁〕。

⑤0 『大日本古文書 熊谷家文書』三六号元弘三年五月二〇日熊谷直経代同直久軍忠状。

⑤1 前掲註8榎原論文、九六頁。

⑤2 村石正行「室町幕府奉公衆の「一味同心」―文明一七年「もう一つの一揆」と奉行人布施英基殺害事件をめぐって―」〔『長野県立歴史館研究紀要』二六、二〇二〇年〕、一部振仮名を省略、掲載写真により一部読みを改めた。

⑤3 「熊谷家文書」観応二年二月二日足利尊氏下文〔『南北朝遺文』中国四国編一九五二号〕。

⑤4 亀田俊和『観応の擾乱』（中央公論新社、二〇一七年）、九六―九九頁。

⑤5 吉田賢司「室町幕府の国人所領安堵」〔『室町幕府軍制の構造と展開』吉川弘文館、二〇一〇年、初出二〇〇二年〕、七四頁。

⑤6 拙稿「足利義詮」（亀田俊和・杉山一弥編『南北朝武将列伝』北朝編、戎光祥出版、二〇二一年）。

- ⑤7 島谷弘幸「足利尊氏願経」(『古筆学拾穂抄』木耳社、一九九七年、初出一九八九年)、生駒哲郎「足利尊氏発願一切経考―尊氏の仏教活動と一切経の書写―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一八、二〇〇八年)、「足利尊氏奉納一切経奥書」(『大日本史料』六一―一九、三六二頁)。
- ⑤8 「松田丹後守平長秀記」所収松田貞秀記(『禁裏御倉立入家人文書』五七号)。本史料の性格については前掲註9設楽論文、三一―三三頁。なお、設楽論文では原本は所在不明と述べているが、『禁裏御倉立入家人文書』を刊行した京都市歴史資料館所蔵である。また近年本史料の新出写本が紹介された(遠藤明子「遊酔庵文庫蔵『松田丹後守平長秀記』」『鎌倉』一三三、二〇一七年)。
- ⑤9 井上宗雄「貞治・応安期の歌壇」(『中世歌壇史の研究』南北朝期改定新版、明治書院、一九八七年、初出一九六五年)。
- ⑥0 「泉涌寺文書」(『大日本史料』六一―二七、八一〇頁)、秀経の合奉行「僧朝深」は署判の「僧」が異例であり拙稿③では掲出を見送った。しかし「撰津多田院文書」嘉禎四年六月二四日北条得宗家奉行連書奉書案(『鎌倉遺文』五二六〇号)に「僧在判」、「長門三浦家文書」応安七年(一三七四)六月三〇日大内氏奉行人裁許奉書(『南北朝遺文』中国四国編四〇五四号)に「僧(花押)」とあり、これらと類似する書札礼であるので、奉行人とみて問題なく見解を訂正したい。
- ⑥1 秀経が対馬入道普通であることは、前掲註60「泉涌寺文書」の花押(京都府京都市・歴史館所蔵写真帳、請求記号：中集古S一七九)が「東寺百合文書」ル一三五応永二〇年(一四一三)四月十三日松田対馬入道普通奉書(東寺百合文書WEB、最終閲覧日二〇二一年一〇月二九日、<http://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/contents/detail.php?id=4054>)と一致する点から確認できる。
- ⑥2 これら役職の地位については、設楽薫「室町幕府の評定衆と「御前沙汰」―「御前沙汰」の評議体制及び構成メンバーの変遷―」(『古文書研究』二八、一九八七年)、四九―五一頁。御恩沙汰と御前沙汰の関係についても同「將軍足利義教の「御前沙汰」体制と管領」(『年報中世史研究』一八、一九九八年)。
- ⑥3 前掲註9設楽論文では貞秀は明徳三年に死去かとするが、「久我家文書」四〇号応永四年(一三九七)三月一六日足利義満御内書案(『兵庫県史』史料編中世八)の付箋に「奉行故松田丹後守貞秀」とあり、死去していた時期の下限は応永四年となる。本案文は正長元年(一四二八)の紛失案文で飯尾為種の裏花押が据えられている。明徳三年からもう少し長く生きていた可能性もある。
- ⑥4 橋本初子「大師請来仏舎利の信仰」(『中世東寺と弘法大師信仰』思文閣出版、一九九〇年、初出一九八六年)、二二〇―二二七頁。川口成人「貞清流島山氏の基礎的研究」(『京都学・歴史館紀要』三、二〇二〇年)。
- ⑥5 山家浩樹「室町幕府政所と伊勢貞継」(『室町時代研究』一、二〇〇二年)。
- ⑥6 岡野友彦「北畠親房」(『ミネルヴァ書房』二〇〇九年)、五一頁。
- ⑥7 桐田貴史「天理大学附属天理図書館所蔵『凶徒御退治御告文』」(『神道史研究』六九(一)、二〇二二年)。なお末尾割書の「松田美作守」は底本では「美濃守」となっているが、同「凶徒御退治御告文」に見る足利義満の神祇祈禱(『古文書研究』九〇、二〇二〇年、五〇頁)に引用されている本文書では「美作守」と翻刻されており、こちらに従った。
- ⑥8 前掲註67桐田「『凶徒御退治御告文』」に見る足利義満の神祇祈禱、五〇―五一頁。
- ⑥9 前掲註67桐田「天理大学附属天理図書館所蔵『凶徒御退治御告文』」四号明徳元年後三月九日中山親雅奉書写。
- ⑦0 前掲註9設楽論文、なお設楽氏は永和三・四年当時貞秀が政所執事代だったことから、祈禱奉行としての料足下行と政所執事代が密接にかかわっていると指摘するが、明徳元年の政所執事代は、永徳三年以来飯尾为重(『円耀』¹⁸⁹)であり、両者の関係は再考が必要である。明徳元年の時は中山親雅→貞秀→円耀という下行命令が下ったと想定される。
- ⑦1 東京大学史料編纂所所蔵謄写本「吉田家日次記」冊次四、請求記号：二〇七三―二〇五。画像を同所蔵史料目録データベースより閲覧した(最終閲覧日二〇二一年一月六日、<https://cioling.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/list/ldata/200/2073/205/4?m=limit>)。
- ⑦2 山田徹「室町幕府所務沙汰とその変質」(『法制史研究』五七、二〇〇七年)。

⑦③ 公人奉行の役割については前掲註62設楽「室町幕府の評定衆と「御前沙汰」」、拙稿④。

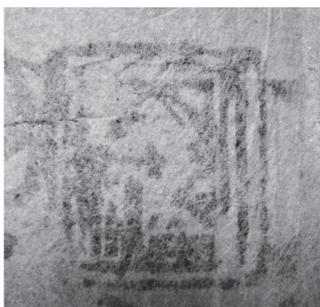
⑦④ 『至徳二年記』七月四日・六日条(『統群書類従』第二輯上)。

⑦⑤ 井上宗雄「永和と明徳期の歌壇」(『中世歌壇史の研究』南北朝期改定新版、一九八七年、初版一九六五年)、七六三―七八四頁、七九〇頁。

⑦⑥ 京都市歴史資料館所蔵「立入家文書」所収松田貞秀歌集紙背文書(以下、立入家本と呼称する)。表側の翻刻は『禁裏御倉立入家文書』五八号松田貞秀歌集。前掲註9設楽論文、四三頁では東京大学史料編纂所所蔵立入家本のレクチグラフに依拠し、『統群書類従』第十六輯上所収「松田丹後守平貞秀集」の底本が立入家本であり、さらに立入本は貞秀の自筆と推定する。京都市歴史資料館所蔵「立入家文書」本は、設楽氏がみたレクチグラフの原本に当たる。『禁裏御倉立入家文書』の翻刻によれば、立入家本には紙背に和歌があり、「北野宮にて法楽本徳元年冬毎月詠之候」とあることが指摘されているが、紙背は翻刻されていない。筆者は原本を閲覧する機会に恵まれたため、その知見を以下にまとめる。

本歌集は、卷子本一巻であり、縦三一・六×横五二・五・六種、一三紙からなり、最後の第一三紙(軸付紙)には、和歌の短冊一七紙貼り付けられている。紙背全体に薄い裏打紙が施されており、第一紙裏打紙に「一」、第三紙裏打紙に「二」、第四紙裏打紙に「△」といった、順番を表す記号・番号が振られており、紙背紙継目には、単郭朱文方印「立入家文庫」の印が押されている。この朱文方印の朱が第一三紙表の和歌短冊「渡船」の下部に写っている。このことから、第一三紙は本歌集が立入家に入ってから以降に貼り継ぎされたものであり、同時に短冊を貼り付けたのも近世の立入家であったと推定される。ただし『禁裏御倉立入家文書』が指摘するように、この短冊台紙となっている第一三紙とそれ以前の第一二紙では料紙が異なっている。また表の「朝鹿」の句が三・四紙、また「紅葉」句が四・五紙の紙継目の上に書かれているので、続紙の状態にしてから表を書いたことがわかる。そして第一〜二紙の内、第六紙〜二紙に紙背が存在することから、和歌の草案であると思われる。右記の通り「永徳元年」(第一二紙紙背)の年紀がみえるが、他にも第一一紙紙背に「十二月七日」と

みえ、やはり本歌集が永徳以降に成立したことを示唆させる。次に紙背の記主について検討する。第一〇紙紙背には「祇園執行許にて」として、和歌を載せている。これは時期的に顕深に比定され、紙背からも顕深との密接な関係が見出せる。また第七紙紙背(紙背の番号では「第四」)にみえる「橋霜 かさ、きの わたさぬ夜中もかつらきや 霜にあけ行くくめの彦橋」という和歌が、下の句に若干の違いがあるものの、表の短冊にもみえる。推敲した和歌を短冊に認めたのだろう。顕深との関係や和歌の共通性、筆跡、永徳という年号からみて、紙背の記主は貞秀本人と考えられる。本歌集全体についても、「新後拾遺和歌集」に入集した句に合点や「入」と追筆があり、設楽氏が指摘した通り、松田貞秀自筆原本と認められる。最後に付記しておきたいのは、第八紙の下部に双郭黒文方印(下記写真、縦二・〇×横一・九種印文不明)が押されている点である。この黒印は裏打紙の下になるので、紙背の和歌草案に押されており、貞秀が押したものと推定できる。この部分は第九紙からの続きとらしく「北野参詣法楽三番 十二十一」と題した一連の和歌の中に押されているが、和歌の内容との関連は未詳である。さらに興味深いのは、表の短冊「絶恨恋」の句の下部にこの黒印の墨跡が薄くだが確認できることである。短冊には薄く印影が写っているが、大きさは紙背の黒印と一致し、黒印の墨影と判断できる。この句には貞秀の手と思われる後筆で「入」とみえ、「新後拾遺和歌集」の入集句である。入選した句の短冊に貞秀が印を捺したとも考えられるが、筆者の力量ではその意味を判断できない。なお、奉行人の印章使用として、戦国期の清元定の事例が知られるが(東京大学史料編纂所所蔵『吾妻鏡』、前田育徳会「清元元定」、この黒印が貞秀のものであるれば、類例として特記すべきである。記して識者の教示を待ちたい。松田貞秀歌集原本の閲覧および一部写真の掲載を許可された京都市歴史資料館に記してあつく御礼申し上げます。



- ⑦⑦ 寛雅博「内々」の意味するもの」(網野善彦・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一「ことばの文化史」四、一九八九年)。
- ⑦⑧ 小原幹雄「解題」(『隠岐高田明神至徳百首和歌注釈』報光社、一九九二年)。
- ⑦⑨ 前掲註6森「南北朝動乱期の奉行人斎藤氏」、一〇五頁。
- ⑧⑩ 木下聡「室町幕府の秩序編成と武家社会」(前掲註2著書、初出二〇一四年)。

- ⑧① 前掲註3森「武家官僚の展開過程」、二五五頁。
- ⑧② 前掲註9設楽論文、五一―五五頁。
- ⑧③ 吉田賢司『足利義持』(ミネルヴァ書房、二〇一七年)、二二頁以下。
〔付記〕本稿はJSPS科研費(特別研究員奨励費：18J40258、若手研究：21K13106)の助成を受けた成果である。

(本学授業担当講師)